

## 第4章 複合災害対策

### 第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

#### 1 方針

市は、大規模自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、自然災害等に対応する災害対策本部と併せて、原子力災害に対応する原子力災害対策本部又は原子力災害警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

#### 2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

#### 3 原子力災害警戒本部の設置

##### (1) 設置基準

第3章第1節3(1)に準じる。

##### (2) 設置場所

第3章第1節3(2)に準じる。

##### (3) 組織、所管事務、本部会議及び廃止

第3章第1節3(3)、(4)、(5)及び(6)に準じる。

#### 4 原子力災害対策本部の設置

##### (1) 設置基準

第3章第1節4(1)に準じる。

##### (2) 設置場所

第3章第1節4(2)に準じる。

##### (3) 本部設置の周知、本部の組織及び運営等

第3章第1節4(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に準じる。

### 第2節 複合災害時における応急対策

#### 1 方針

市は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

#### 2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県、国及び関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等あらゆる手段を活用し、

道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

### 3 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。

(1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

なお、県は、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。

(2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。

(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。

### 4 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

(2) 市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される時は、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

(3) 市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

### 5 避難・屋内退避等の防護措置

(1) 避難・屋内退避等実施に係る防護活動

ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。

なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。

イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、避難、屋内退避等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置実施を初期段階で検討する。

## (2) 避難誘導時の配慮

ア 市は、大規模自然災害等による家屋等の倒壊や道路損壊などによる事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に当たり十分注意する。

イ 市は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、県警察及び防災関係機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

## (3) 避難所等の運営

ア 受入市町村は、大規模自然災害による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、避難所等の被災によりさらに広域避難が必要となった場合、受入市町村の区域を越えた対応を行う。

ウ 市は、県、受入市町村及び防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

エ 市は、県及び受入市町村と協力し、避難所等において情報を的確に住民等に伝達する。

オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。

## 6 原子力災害医療の実施

(1) 県は、大規模自然災害等への対応により、医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。

(2) 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。

(3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。

## 7 緊急輸送活動

(1) 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、指定地方行政機関及び道路管理者等と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

(2) 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行い、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

## 8 救助・救急及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所の状況、避難・屋内退避等の防護対策及び放射性物質や空間放射線量率等の状況について、情報提供する。